

## VI 富山県保健師助産師看護師等実習指導者講習会 開催要項

一般(No26)		特定分野(No26)	
目的	看護師等養成所の実習生受入れ施設における実習指導者の任にある者について、看護教育に関する実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的で充実した実習指導ができるよう、必要な知識と技術を修得することを目的とする。	<b>病院以外の実習施設</b> で次に掲げる特定分野について実習指導者の任にある者、または将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるように必要な知識、技術を修得する。 <特定分野>・看護師養成所における地域・在宅看護論	
目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護教育の基本的概念とその基本的な技法について理解し、実習指導に活用できる。</li> <li>2 社会の変化に伴う看護の動向を理解し、看護の果たすべき役割をふまえ、実習指導の重要性を認識し行動できる。</li> <li>3 実習指導の基本とその展開方法について学ぶことにより効果的な実習指導の方法を理解し実践できる。</li> <li>4 講習会全体をとおして自己を振り返り、実習指導者としての役割を認識し、指導能力を強化する。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護教育の基本的概念とその基本的な技法について理解し実習指導に活用できる。</li> <li>2 実習指導の基本とその展開方法について学ぶことにより、効果的な実習指導の方法を理解し実践できる。</li> <li>3 講習会全体をとおして自己を振り返り、実習指導者としての役割を認識し、指導能力を強化する。</li> </ol>	
実施主体	富山県		
運営受託者	公益社団法人 富山県看護協会		
開催場所	富山県看護研修センター		
開催期間	2025年10月24日(金)～2025年12月12日(金) 180時間 2025年度より研修時間は9:30～16:30に変更	2025年10月24日(金)～2025年12月12日(金) 39時間 一般コースと合同開催 ※開催期間中8回程度の受講 2025年度より研修時間は9:30～16:30に変更	
受講資格	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健師、助産師、看護師養成所または准看護師養成所の実習施設で実習指導の任にある者</li> <li>2 将来、1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者</li> <li>3 1)の養成所で実習指導の任にある者</li> <li>4 原則として看護師等の実務経験5年以上の者</li> <li>5 所属する施設長あるいは看護職の代表者の推薦のある者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 看護師養成所における在宅看護論実習を行う<b>病院以外の実習施設</b>で実習指導の任にある者</li> <li>2 将来、1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者</li> <li>3 1)の養成所で実習指導の任にある者</li> <li>4 原則として看護師等の実務経験5年以上の者</li> <li>5 所属する施設長あるいは看護職の代表者の推薦のある者</li> </ol>	
定員	40名		8名
経費	受講料は無料 ただし、受講者負担金として資料代20,000円を収集する 駐車場代・交通費・図書費等は自己負担とする		受講料は無料 ただし、受講者負担金としてし資料代6,000円を収集する 駐車場代・交通費・図書費等は自己負担とする
提出書類	申込書(様式4) ホームページよりダウンロード		
申込締切	2025年7月15日(火)～7月31日(木) 必着 (郵送)		
受講決定	受講資格及び申込書を書面審査し、受講決定通知書を送付する		
修了要件	<p>以下の要件を満たす者に修了証書を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各科目の所定時間数の5分の4以上の出席がある。 (ただし、忌引きについては欠席の取り扱いとしない)</li> <li>2 教育原理、教育方法、教育心理、教育評価、看護論、看護教育課程論の学習カードの提出がある。</li> <li>3 実習指導案の提出がある。</li> </ol> <p>やむを得ない理由で受講できなかった当該科目については、受講開始後3年以内に限り、不足単位数を取得することにより修了証書を交付する。</p>	<p>以下の要件を満たす者に修了証書を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各科目の所定時間数の5分の4以上の出席がある。 (ただし、忌引きについては欠席の取り扱いとしない)</li> <li>2 演習のまとめの提出がある。</li> </ol> <p>やむを得ない理由で受講できなかった当該科目については、次年度に限り、不足単位数を取得することにより修了証を交付する。</p>	

※ 富山看護協会個人情報保護方針に基づき、個人情報は本研修会の目的の範囲を超えて取り扱うことはない。  
 ※ 提出書類の審査に応募者の会員状況や所属施設は選考基準に含まない。